

## ■ 地域福祉計画について

### 1. 「地域福祉計画」とは・・・



「地域福祉計画」とは、  
“誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域をつかっていくための計画”  
です。

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき策定される計画です。

#### 社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

**第一百七条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

- 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉策定ガイドライン）」（平成29年12月12日社援発 1212 第2号厚生労働省社会・援護局長）では地域福祉計画が、福祉分野の計画の上位計画であると位置づけられ、計画の中に取り入れなければならない事項が以下のとおり示されました。

#### 策定ガイドラインの概要（施策体系の基になるもの）

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

## 2. 「第4次印西市地域福祉計画」策定の背景と目的

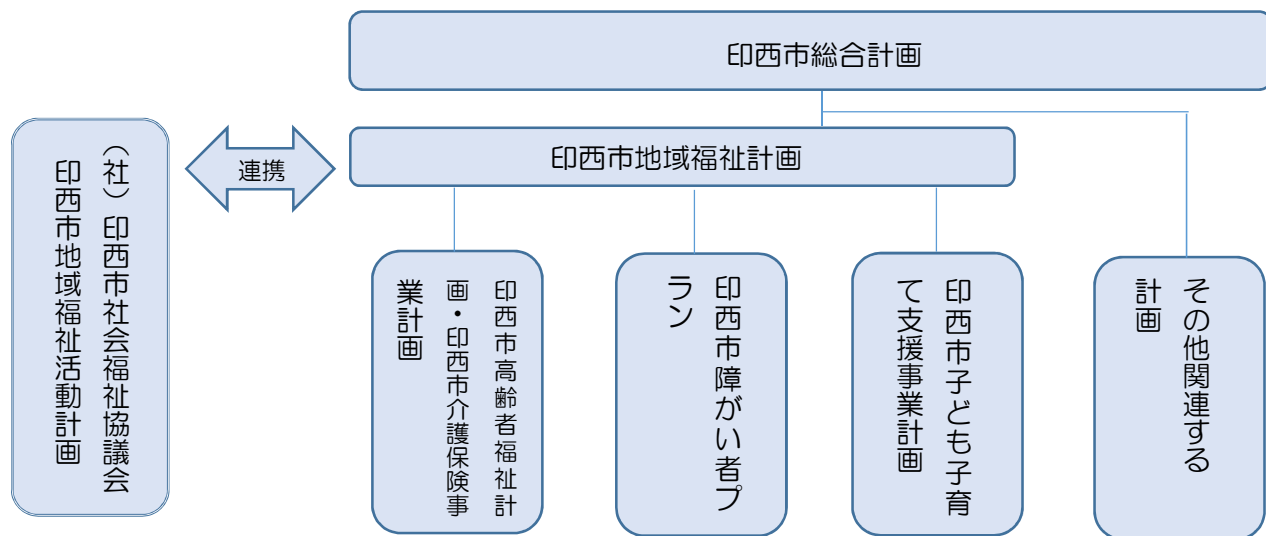
地域を取り巻く状況を見ると、少子高齢化の進行や団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となる2025年問題、家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域でお互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

また、生活が多様化する中で、孤独死や引きこもり、自殺、ホームレス、家庭内での児童・高齢者及び障がい者等への虐待、DVの増加など、過去には考えられなかったような新しい不安や課題が発生し、深刻な問題となってきています。さらに、経済状況や雇用形態の多様化に伴う所得格差のひろがり等による生活困窮対策や、災害時の要支援者対策等の新たな課題への対応も求められています。

これらの課題には、「制度の狭間」と言われるように、公的なサービスや制度だけでは対応できないことが少なくありません。今後、このような課題に対応し、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるようにするために、基本的な福祉ニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、自治会、地域団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な組織が連携するとともに、地域社会が同じ目標を持ち、支え合いながら、再び地域でのつながりを取り戻しつつ、地域づくりを連携して取り組んでいくことが必要となっています。

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成29年3月に「第3次印西市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきましたが、第3次計画の「声をかけあいつながりあい 思いやり支え合う 印西市」の実現のため、本市における課題を再度整理し、地域における新たな仕組みを構築することを目的として、「第4次印西市地域福祉計画」を策定することとします。

## 3. 「地域福祉計画」の位置づけイメージ図



## 4. 計画の期間

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第3次印西市 地域福祉計画	→ 計画期間						
第4次印西市 地域福祉計画	→ 計画策定		→ 計画期間				

## 5. 策定スケジュール

令和 元年度	8月26日	第1回地域福祉計画策定委員会（地域福祉計画策定に係るアンケート調査）
	10月	アンケート調査の実施
	12月予定	第2回地域福祉計画策定委員会（平成30年度実績等まとめと地域懇談会の開催概要）
	1-2月予定	地域懇談会
	3月予定	第3回地域福祉計画策定委員会（アンケート調査結果）
令和 2年度	6月予定	第4回地域福祉計画策定委員会（骨子案の検討）
	7月予定	第5回地域福祉計画策定委員会（骨子案の再検討）
	9月予定	第6回地域福祉計画策定委員会（素案の検討）
	11月予定	第7回地域福祉計画策定委員会（素案の再検討とパブコメの実施概要）
	11-12月予定	パブリックコメント実施
	1月予定	第8回地域福祉計画策定委員会（パブコメ実施結果と計画の承認）
	3月予定	第4次印西市地域福祉計画 策定

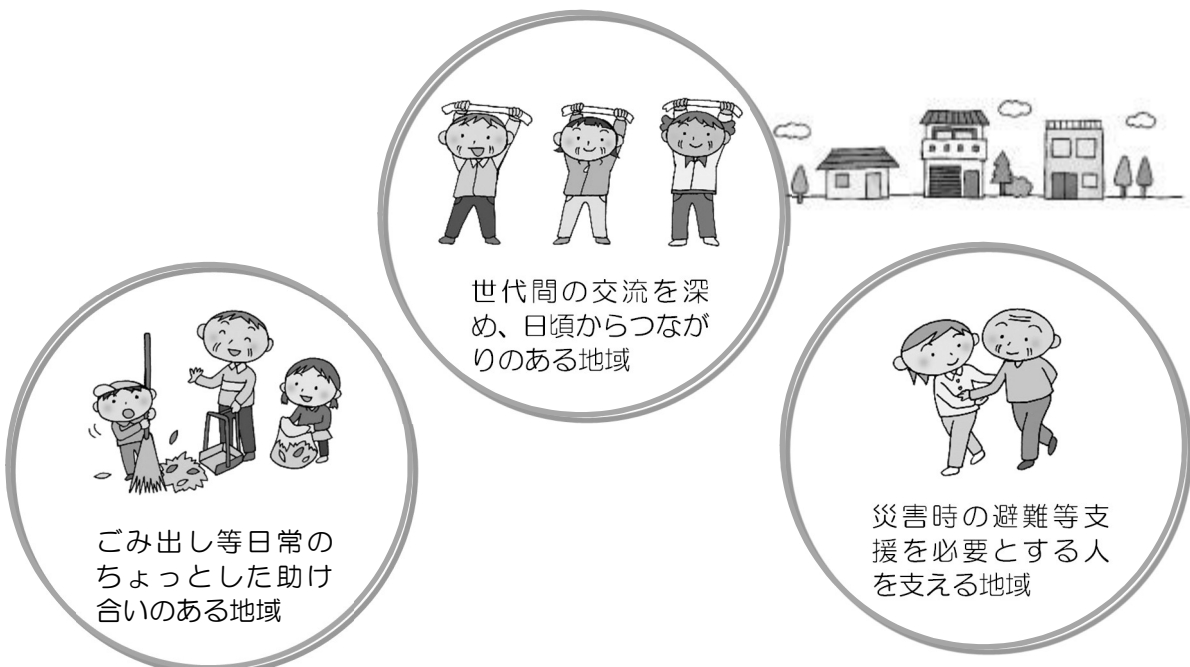
## ■地域福祉とは

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。そのような一人ひとりの福祉ニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、市民同士が互いに助け合い、支え合う様々な活動を地域で展開することが必要となっています。

だれもが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、市民、自治会・町内会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、支え合いの取り組みについて協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが「地域福祉」となります。

### ■地域福祉の取り組みイメージ

地域全体がお互いに協力し、  
だれもが住み慣れた地域で安心して、  
自分らしく暮らし続けられることを目指します。



## ■近年の主な国の動向

国においては、平成 28 年 7 月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、同年 12 月には「福祉分野においても、『支え手側』と『受け手側』に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる『地域共生社会』を実現する必要がある」とする中間報告が示されました。

また、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、①地域での困りごとを地域で発見・解決できるような“地域力の強化”、②複合的な課題に対応していくため“包括的”な支援の推進、③地域福祉計画を、福祉分野の共通課題を横断的にとらえた上位計画として位置づけることが示されました。

### 改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）の概要

#### （1）「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定

- ・多様で複合的な地域生活課題に対し、住民と福祉関係者による「①把握」及び「②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」旨を明記

#### （2）（1）の実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備
- ・住民に身近な圏域における、地域生活課題について分野を超えて相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制整備
- ・市町村域において、関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備

#### （3）地域福祉計画の充実・地域福祉計画の策定の努力義務化

- ・福祉分野の共通課題を横断的に記載し、上位計画として